

(公財) 日本バドミントン協会

大会運営規定

第4章 競技者及び試合

【 第24条 】

着衣上の背面、広告、ロゴなどの表示に関する取り決めについては、以下の通りとする。

(1) ウェア（上衣）の背面には、3行までの文字列の表示と背番号の表示を認める。

①文字列各行の大きさは、高さ6cm～10cm、横30cm以内とし、各行には、プレーヤー名、チーム名、スポンサー名、都道府県名等を表示するものとする。ただしプレーヤー名とチーム名など、異なる項目を同一行に表示することはできない。

②背番号を表示する場合は、文字列の下、中央部に表示するものとし、大きさは縦15cm、一桁横7cm程度とし、2桁以内とする。

(2) ウェア（上衣）の前面には、1行までの文字列の表示と、前番号の表示を認める。

①文字列の大きさは、高さ6cm～10cm、横30cm以内とし、チーム名またはスポンサー名のいずれかを表示することができる。

②前番号はウェア（上衣）前面の胸下に背番号と同一番号をつけるものとする。大きさは縦8cm、一桁横4cm程度とし、2桁以内とする。

(3) ウェア（上衣）には、右襟、左襟、右袖、左袖、ウェア前面の5カ所に3つまで、スポンサーロゴ、チーム名、プレーヤー名を表示することができる。ただし、1カ所に表示できるものは1つまでとする。

①1つのロゴの大きさは20cm²以内とする。

②上記3つの内1つは50cm²以内でも可とする。（メーカーロゴを除く）

③メーカーのロゴはその数に入れない。

(4) ショートパンツ、スカート、ワンピースの前面に2つまでのスポンサーロゴ、チーム名、プレーヤー名、背番号と同一番号を表示することができる。

①1つのロゴの大きさは20cm²以内とする。

②メーカーのロゴはその数に入れない。

(5) 本会または、7連盟および各都道府県協会主催の大会については、上記（1）～（4）の規定内で各大会独自の表示規定を定めることができる。

(6) たばこの会社や製品に関する広告は禁止とする。